

日田市ネーミングライツ導入ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設及び実施する事業の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、日田市有料広告掲載要綱に定めるもののほか、対象施設の考え方や募集・選定の方法等について、基本的な指針をまとめたものである。

2 導入の目的

- （1）命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）の広告及び地域貢献の機会を拡大するとともに、地域経済活動の活性化に寄与。
- （2）施設の魅力を高めることによる利用者便益の向上。
- （3）市の自主財源の確保による財政基盤の確立。

3 導入までの流れ

- （1）ネーミングライツを導入するまでの手続きの流れは（別紙）「日田市ネーミングライツ募集手続きフロー図」のとおりとする。
- （2）ネーミングライツ導入にあたっては、日田市有料広告審査委員会に係る事務以外は、原則として施設等の所管課において事務を行うものとする。

4 対象施設等

- （1）市が所有する施設であって、公共施設としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのない範囲で、企業名や商品名などを冠した愛称を付すことに支障のない施設、イベント、その他公有財産を導入の対象とする。
- （2）ネーミングライツの対象施設として適当か否かは、施設等の管理者によって、市が設置している公の施設等で、施設の設置目的や規模、利用者数等を勘案し、市長が決定する。
- （3）施設等の名称の設定に特段の経緯があるものや、施設等の性格上、愛称を付するのが適当ではないと判断するもの（市役所庁舎、学校等）、既に愛称があるものは対象から除外する。

5 契約期間

- （1）契約期間については、利用者や市民の利便性を踏まえるとともに、施設の公共的な性格からも名称が短期間で変わり、混乱が生じることは避ける必要がある。また、ネーミングライツ・パートナーにとっては、経済情勢や経営環境に柔軟に対応できなければならないため、契約期間は概ね3～5年とする。
- （2）イベント等のソフト事業の場合は、契約締結日から一連の事業が終了する日までとする。
- （3）指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮した期間の設定とする。

6 ネーミングライツ料

- (1) ネーミングライツ料は、ネーミングライツ契約を締結した施設等の維持管理に活用することを原則とする。
- (2) 契約時期が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算する。
- (3) 契約期間中において、対象施設に改修の必要が生じ、施設を閉鎖する場合（ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由によるものを除く。）には、閉鎖している期間中のネーミングライツ料を減額するか、場合によっては、愛称を表示する期間を変更することがある。
- (4) ネーミングライツ料に係る市の希望金額の算定基準は、対象施設や類似施設の利用状況、施設の運営・維持管理費用、市場の動向等を総合的に勘案し、決定する。

7 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集の方法・応募手続

募集の方法については、下記①②による方法とし、応募手続等の詳細は、それぞれ別に定める。なお、すでにネーミングライツを導入している施設においては、当該ネーミングライツの契約期間の最終年度に①による方法で募集を行うこととする。ただし、①による方法が適当でないと認めるときは、この限りではない。

- ① 公募型（市が施設を選定し、条件を付したうえで公募を行い、施設を特定してネーミングライツ・パートナーの募集を行う方式）
- ② 提案型（対象施設を特定せず、ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する民間事業者等から随時、提案を受け付ける方式）

※提案する時点で、公募をしていない施設に限る。

(2) 応募手続

ネーミングライツ・パートナーに応募しようとする者は、公募型又は提案型で別に定める方法により応募手続を行うものとする。

(3) 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有する団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- ② 本市により指名停止等を受けているもの
- ③ 国税及び地方税を滞納しているもの
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生又は再生手続をしているもの（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く）。
- ⑤ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- ⑥ 公序良俗に反する事業を行うもの
- ⑦ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの

- ⑧ 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行うもの
 - ⑨ その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められるもの
- (4) 費用負担
応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (5) 募集期間
公募型による募集の場合、申込書の作成や経費の積算等、応募にかかる準備期間を十分に確保するため、原則として30日以上を確保する。

8 命名の条件

- (1) 市民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい愛称を付与することとする。
- (2) 施設等の性格などから、内容を制限する場合やその愛称に一定の条件を付することができるものとする。
- (3) 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とする。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできないこととする。
- (5) 愛称は一般的な呼称として用いられる名称で、本市の条例で定められている正式な施設名を変更するものではない。愛称が定着するまで（概ね1年間を予定）、条例上の名称を併記する場合がある。

9 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

- (1) 審査委員会の設置と構成
選定にあたっては、日田市有料広告掲載要綱第17条に規定する日田市有料広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、総合的に評価する。
- (2) 優先交渉者の選定
優先交渉者の選定に当たっての審査基準は(3)のとおりとし、この審査基準に基づき、審査委員会において総合的に審査し、優先交渉者およびその順位を決定する。応募者が1者のみの場合でも、審査委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉者を決定する。
- ※優先交渉者…応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ市も有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をするもの。

(3) 審査基準

審査基準は原則、下記①②を基本とする。

- ① 提案内容（愛称、金額、期間、応募の趣旨など）
- ② 応募事業者の状況（理念、事業内容、経営の安定性、社会貢献・地域貢献の実績など）

※公募型による募集の場合、募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集をとりやめるかを、施設等の所管課によって決定する。

10 ネーミングライツ・パートナーの決定および公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定

審査委員会の結果をもとに、優先交渉者と細部について協議のうえ、応募者に対する採用の可否を市長が決定し、ネーミングライツ採用・不採用通知書（第1号様式）により通知する。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーが決定したときは、ネーミングライツ・パートナー名、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間、その他の情報を市ホームページや広報紙、報道機関への情報提供等により広く公表する。

(3) 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーが決定したときは、ネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結する。

11 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、以下の表によるものとする。なお、詳細については募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとする。

区分	市（指定管理者）	ネーミングライツ・パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の設置 ※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
施設ホームページ及び封筒、パンフレット等の表示変更 ※2	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示とする。

※1 新規看板等の設置については、設置の可否を含めて協議する。

※2 封筒、パンフレット等については、新規に作成するものからとする。

12 指定管理者制度導入施設にかかる留意点

導入対象施設等が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度等の趣旨を鑑みながら、管理運営受託団体の不利益とならないよう、次の点に留意することとする。

(1) 導入対象施設等の決定

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合、市は、ネーミングライツの導入に関して、管理運営受託団体から意見や要望等を聴取したうえ、導入の可否を決定することとする。

(2) 契約期間

現指定期間を考慮し、適切な契約期間の設定に配慮することとする。

(3) 費用負担

ネーミングライツの導入に起因して、副次的に発生する費用負担については、ネーミングライツ・パートナー、現管理運営受託団体及び市の3者の協議により決定することとする。

(4) その他

ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツ・パートナー、管理運営受託団体及び市の3者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するため、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとする。

13 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーを決定した後、ネーミングライツ・パートナーの要件を欠くこととなったとき、または要件を欠くことが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市や当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は決定の取り消しまたは契約の解除をすることができることとし、ネーミングライツ取消通知書（第2号様式）により通知する。

この場合、原状回復に必要な経費は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。なお、契約を解除した場合、市は当該年度分の契約金額は返還しないこととする。

14 ガイドラインの適用時期等

このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。

なお、本ガイドラインは、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、適宜見直しを行うこととする。また、本ガイドラインにより難しいと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとする。